## 〇内閣府令第

号

道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第九十三条第三項及び第百十四条の六の規定に基づき、 道路交

通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年 月

日

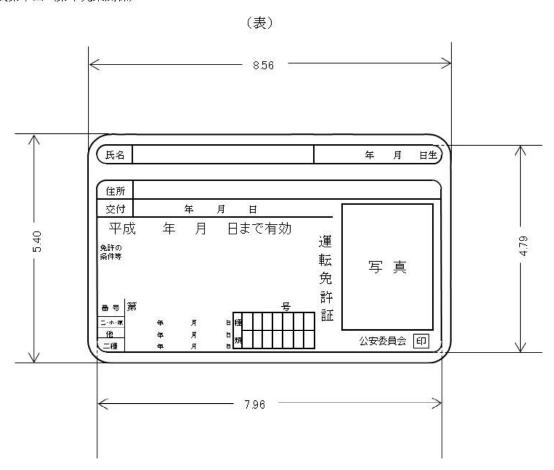
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則 (昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十四(表)を次のように改める。

## 別記様式第十四 (第十九条関係)





別記様式第十四中備考の2を削り、備考の3を備考の2とし、 備考の4を備考の3とし、 備考の5を備考

の4とし、備考の6を削り、備考の7を備考の5とする。

附則

1 この府令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

2 運転免許証 (仮運転免許に係るものを除く。)の様式については、 改正後の道路交通法施行規則別記様

式第十四の様式にかかわらず、 当分の間、なお従前の例によることができる。